

つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム2024

1 目的

つくば市耐震改修促進計画(以下「促進計画」という。)に定めた目標達成に向け、住宅所有者に対する意識啓発・制度周知、耐震改修事業者の技術力向上、市民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、つくば市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム(以下「アクションプログラム」という。)では、毎年度、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るための事業実施を目標に掲げるとともに、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、その進捗状況を把握・評価するとともに、取組の充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2 位置づけ

アクションプログラムは、促進計画「第4章 耐震診断・改修の促進を図るための施策」に掲げる施策と併せて一層の耐震化を促進するために策定する。

4 検証・公表

社会経済状況や関連計画の改定、アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、毎年度取組内容の検証、見直しを行う。

アクションプログラムの取組に伴う実施・達成状況については、市のホームページで公表する。

3 取組内容・目標・実績

令和6年度(2024年度)目標及び令和5年度(2023年度)実績	
計 画	<ul style="list-style-type: none">・ 木造住宅の耐震診断士派遣事業を実施 令和5年度実績:6戸・ 木造住宅の耐震改修費に対する一部補助を実施 令和5年度実績:1戸
	令和6年度(2024年度)取組内容
画	<ul style="list-style-type: none">○住宅所有者に対する直接的な耐震化促進<ul style="list-style-type: none">・ 令和6年度は区会内の住宅所有者に対して啓発用のチラシを配布し、令和7年度までに区会内の対象住宅全戸に継続的に実施。○耐震診断士派遣事業利用者に対する耐震化促進<ul style="list-style-type: none">・ 耐震診断結果報告時に補助制度の案内を配布する等により耐震改修を促す。・ 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメール等の方法により耐震改修を促す。
	<ul style="list-style-type: none">○改修事業者の技術力向上等<ul style="list-style-type: none">・ 県で実施する茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会において補助事業のPR等を実施する。・ 茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会の受講者名簿をHPで公表する。○市民への周知普及<ul style="list-style-type: none">・ 広報誌等を通じて耐震改修の必要性について周知する。・ 年一回、耐震啓発に関するブースの展示を行う。・ 耐震化支援補助制度のパンフレットやチラシを作成して窓口で配布する。・ 交流センターや集会所で無料耐震相談会を実施する。
自己 評価	前年度の取組実績
	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震診断結果報告時に耐震改修を促した。・ 耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促した。・ 茨城県木造住宅耐震診断士養成講習会において、補助事業をPRし、後日、講習会受講者のリストを市ホームページで公表した。・ 耐震改修啓発用のチラシを区会内で配布し、市窓口に設置した。・ 本庁舎1階に展示ブースを設け、耐震啓発の掲示と相談会を実施した。
	課題及び改善策
	<ul style="list-style-type: none">○課題<ul style="list-style-type: none">・ 住宅の耐震化の重要性について十分に理解されていないため、市民に伝わりやすい普及啓発を図る必要がある。○改善策<ul style="list-style-type: none">・ 耐震について気軽に相談できるよう、身近な交流センター等での相談会を実施する。・ 引き続き、対象住宅所有者へのチラシの配布により、直接的な普及啓発に努める。